

緊急事態時に国会議員の任期延長を認める憲法改正に反対する会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、大規模災害や戦争等の緊急事態時に国会議員の任期延長を認める憲法改正に反対するとともに、緊急事態時でも選挙が実施できるよう公職選挙法のすみやかな改正を求めます。

第2 声明の理由

- 1 衆議院憲法審査会は、大規模災害や戦争等の緊急事態時に国会の機能を維持するために、国会議員の任期延長を認める憲法改正に向けた論点整理を行うなど憲法改正への動きを加速させています。

しかし、国会議員の任期延長を認めることは、国政選挙の延期や衆議院解散後の議員の身分の復活を認めることにつながるなど、憲法の三大原理である国民主権のもとで最も重要な基本的権利とされている国民の選挙権又はその行使を制限することになるので、広く国民に情報を提供しながら慎重な議論が必要です。ところが、実際には憲法審査会の議論状況について国民の関心が高いとは到底いえない状況です。

このような状況のもとで憲法審査会が憲法改正に向けて動きを加速させていることについて、当会は、強い違和感と危機感を抱かざるを得ません。

- 2 衆議院憲法審査会では、衆議院が解散もしくは任期満了時に大規模災害や戦争等のために選挙が実施されないとすれば国会議員が不在になり、国会の機能が維持できないのではないか、そのため緊急事態時に国会議員の任期延長を認める憲法改正が必要ではないか、が議論されています。

しかし、参議院は3年ごとに半数が改選されるため国会議員が不在になることはありません。また、憲法54条2項は、衆議院解散時に、国に緊急の必要があるときは、内閣が参議院の緊急集会を求めることができるとして、緊急時の対応を定めていますし、近時、衆議院の任期満了時であってもこの規定が適用されると解されるようになっています。

このように、憲法上、緊急時の対応については、一定の整備がされてお

り、国会の機能が失われることはありません。

3 そもそも憲法は、国民主権のもと、公務員の選定罷免権を国民固有の権利であると規定し(憲法15条1項)、成年者による普通選挙を保障し(同条3項)、国会の両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定めて(同43条1項)、主権者である国民が国会議員を選ぶ機会を保障しています。そうであれば、内閣等の判断で国会議員の任期延長を認める憲法改正は、国民主権の観点から慎重でなければならず、緊急時であっても可能な限り国民の選挙権を実質的に保障するための方策が検討されるべきです。

4 この点、大規模災害等で選挙の実施が困難になるのは、①選挙人名簿の住所地でない地域に避難した国民が被災地の投票所まで出向くことができない、②被災自治体が人的物的被害を受けながら選挙管理事務を担うことが事実上困難である、という2つの理由が考えられます。

しかし、①については、選挙に関する事項は法律で定めることができるので、公職選挙法の郵便投票制度を障害者や要介護者に加え、住所地でない地域に避難した国民にも認めたり、指定港における船員の不在者投票制度に類似した制度を設け、住所地でない地域に避難した国民が最寄りの市町村役場で投票できるようにするなどの改正をすれば、投票日を繰り延べるだけで選挙ができます(日本弁護士連合会2017年(平成29年)12月22日付「大規模災害に備えるために公職選挙法の改正を求める意見書」参照)。なお、そのような改正をすとしても、選挙権が適正に行使されるためには、避難した国民が候補者の政策等を把握できる状態にする必要があります。そこで、被災地を含む選挙区の候補者は、選挙公報及び候補者情報を新聞や総務省のホームページに掲載したり、避難所でも配布するなどの方法により、国民がどこに避難しても自分の選挙区の候補者の情報に触れることができるようにすることが重要です。

また、②の被災自治体の負担の問題についても、災害対策基本法の被災自治体への職員派遣制度を弾力的に運用したり、費用を被災自治体と派遣自治体だけに負担させず国が負担することによって対処できます。

そのほかにも、平時から選挙人名簿のバックアップを義務付ける、繰延

投票でも対応できない場合に備え、都道府県の選挙管理委員会の判断で一定期間選挙自体を延期できる制度を設けるなど、公職選挙法を改正することによって国民の選挙権を具体的に保障することができます。

- 5 以上のとおり、緊急事態時に国会議員の任期延長を認めなくても国会の機能は維持できますし、国民の選挙権又はその行使を制限することになる憲法改正は国民主権の観点から相当ではありません。むしろ、緊急事態時にも選挙が実施できるよう公職選挙法を改正することこそが必要かつ重要です。

そこで、当会は、大規模災害や戦争等の緊急事態時に国会議員の任期延長を認める憲法改正に反対するとともに、緊急事態時でも選挙が実施できるよう公職選挙法のすみやかな改正を求めます。

以 上

2023年（令和5年）5月26日

徳島弁護士会

会 長 梶 野 正 寛